

# R 5 小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務

## 要求水準書

### 1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務に係る公募型プロポーザルの参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

参考図書として示す「本港地区みなとまちづくり基本構想」にて掲げる理念や方針との繋がりを持ち、小松島ステーションパークを幼児・児童の遊び場として、かつ子育て世代を始めとした市内外の人々に親しまれる公園施設とすることを目的に再整備を実施するにあたり、公園管理者である小松島市との協議を行ないながら詳細設計を行い、工事発注に必要な図面・数量計算・積算内訳明細書（概算工事費）等を取りまとめる必要があることから、公募型プロポーザル参加者は、要求水準書に明記されている事項に留意し、本件詳細設計業務に関する提案を行うものとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名称

R 5 小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務

#### (2) 業務内容

- ・事前調査業務
- ・詳細設計業務
- ・積算業務
- ・ワークショップの開催
- ・本詳細設計業務実施に伴う各種申請等の業務
- ・その他上記の業務を実施するうえで必要な業務
- ・照査

#### (3) 業務箇所

小松島市小松島町字網淵ほか

#### (3) 対象面積

約20,000m<sup>2</sup>

#### (4) 提案上限額

24,600,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から240日間

### 3. 設計範囲

設計範囲は、(別紙2)小松島ステーションパーク平面図にて示す着色箇所(①から⑤)とする。

### 4. 要求水準

#### (1) 業務に関する要求内容

##### 【A：業務の対象範囲】

- ・受注者は、設計業務遂行に関し、本要求水準書、提案書、契約書等に基づいて、詳細設計を行うこと。
- ・受注者は、設計業務の内容について発注者と協議し、業務の目的を達成すること。
- ・受注者は、業務の進捗状況に応じ、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- ・受注者は、業務に必要となる現地調査等について、受注者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- ・受注者は、各種申請等の手続きに係る関係機関との協議内容を発注者に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを発注者へ提出すること。
- ・発注者が議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や交付金の申請を行う場合等、発注者の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関して協力すること。

##### 【B：設計体制と技術者の設置・進捗管理】

受注者は、設計業務の管理技術者、主任技術者、照査技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に発注者が指示する書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、受注者の責任において実施すること。

##### 【C：設計計画書及び設計業務完了届の提出】

受注者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、発注者に対して承認を得ること。なお、設計業務が完了したときは、設計業務完了届を提出すること。

##### 【D：詳細設計に関する書類の提出(成果品)】

受注者は、詳細設計終了時に遅滞なく以下の書類を発注者に提出すること。また、提出図書は全てデジタルデータ(PDF及びJWCADデータ)でも提出すること。なお、各書類等の提出形態等については、発注者との協議によるものとする。

- ・意匠設計図(A1版・A3縮小版製本)：各3部
- ・構造設計図(A1版・A3縮小版製本)：各3部
- ・電気設備及び機械設備設計図(A1版・A3縮小版製本)：各3部
- ・構造計算書：3部
- ・設備設計計算書：3部
- ・工事費積算内訳書及び積算数量調書：3部
- ・鳥観図：1部

##### 【E：業務に関する留意事項】

・本設計にかかる積算業務においては、概算工事費の上限額が3億3千万円（消費税及び地方消費税を含む）までとなる設計内容とすること。

・業務の履行期間については、契約締結日の翌日から240日間とする。但し、(別紙2)小松島ステーションパーク平面図にて示す「図書館とためき広場の接続エリア」は、契約締結日の翌日から90日間で詳細設計に関する書類（成果品）の提出を行うこと。

・発注者は、受注者に設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、受注者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに発注者から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

#### 【F：ワークショップに関する留意事項】

ワークショップは通算2回開催することとし、開催に向けては、内容や方向性を明確にするための事前アンケート又は関係者へのヒアリング等を実施すること。

#### 【G：設計変更について】

発注者は、必要があると認める場合、受注者に対して、業務の履行期間の変更を伴わず、かつ、受注者の提案を逸脱しない範囲で、当該公園施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により、受注者に追加的な費用が発生したときは、発注者が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、対価の支払額を減額するものとする。

### (2) 仕様等に関する要求内容

#### 【A：公園全体】

- ・利用者の誰もが憩いの場として利用できる公園とし、幸せを感じることができるようなインクルーシブな公園で、県内には設置されていないオリジナリティーあふれる公園施設とすること。
- ・各種付帯施設や安全施設等のデザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に留意すること。
- ・利用者全員の利便性を考え、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」を遵守したユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・「本港地区みなとまちづくり基本構想」に位置づける各拠点施設との動線計画や繋がりに配慮すること。
- ・設営後の運営管理のしやすさ及びランニングコストに配慮すること。
- ・利用者の利便性を考慮し、案内看板、LED照明灯、ベンチ等を配置すること。
- ・公園内の園路については、3.0メートル以上を確保するとともに、雨天時においても滑りにくい仕様とし、水たまり等ができないよう、適切な排水処理を施すこと。また、ウォーキングやジョギングなど、障がいの有無にかかわらず、健康づくりをしなくなるような仕掛けづくりを施すこと。
- ・植栽は管理のしやすさや周辺環境との調和を考慮し、樹種の選定及び配置を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、許可等に必要な各種手続を行い、基準等を満たすこと。（許認可手続の実施に当たっては、必ず関係部署と事前に調整の上、計画の実現性を確認すること。）
- ・小松島市都市公園条例第5条及び第6条の規定により、公園施設として設けられる建築物の建築面積の上限（建ぺい率）に留意すること。

- ・設計にあたっては、「本港地区みなとまちづくり基本構想」及び「小松島ステーションパークたぬき広場と市立図書館施設改修基本計画」を参照すること。
- ・本要求水準を満たす限りにおいて、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとし、参加申請者の創意工夫に期待する。

**【B：図書館とたぬき広場の接続エリア】**

- ・本エリアについては、「小松島ステーションパークたぬき広場と市立図書館施設改修基本計画」において、緑の公園と学びの施設が一体化した癒し空間の創造を目指している。本基本計画17ページ等を参照し、「アウトドア・テラス」、「プレイグラウンド」、「おはなしの森」、「親水広場」、「その他」等の改修計画を提案すること。なお、「新設駐輪場」については、【F：図書館及び駐車場エリア】を参照すること。
- ・アウトドア・テラスから図書館内部への出入りが可能となる設計内容とし、図書館内から見た公園、公園から見た図書館内をオープンな景色にて繋がりを持たせるよう留意すること。

**【C：たぬき広場エリア】**

- ・現在設置のたぬき銅像については、引き続き同エリア内に配置すること。
- ・たぬき銅像背面の擬岩には、手をたたくと水が流れる仕掛けが施されており、訪れた人に親しまれているものかなり老朽化が進行していることから、引き続き擬岩を設置するかどうかは提案者の判断に委ねるものとする。
- ・たぬき広場エリアと隣接する駐車場は、現在においても直接アクセスは可能であるが、利便性向上に向けた繋がりのある設計内容となるよう留意すること。（【F：図書館及び駐車場エリア】にも関連記載事項あり）

**【D：SL記念広場エリア】**

- ・現在設置のSL展示車両については、引き続き同エリア内に配置すること。なお、SL展示車両の塗装は、別に実施予定であることから、本プロポーザルの設計内容に含める必要はない。
  - ・訪れる人の憩いの場となるようなプラットフォームステージを配置すること。
  - ・現在、本エリア内では大型複合遊具の設置及び駐車場の整備（大型遊具は令和6年1月末完成予定）を行っているが、エリア全体につき、SL展示車両や大型複合遊具と調和したデザインとすること。
- ※（別紙3）位置図：大型複合遊具及び駐車場を参照）

**【E：物産広場エリア】**

- ・本エリア内には管理棟を設置すること。管理棟の敷地の規模等は現在と同程度とし、園内での管理業務を行う上で適した設計内容とすること。なお、管理棟は改修又は新築の別を問わない。
- ・現在設置している広場シェルター（2基）については撤去することとし、物産広場の新たな利活用に向けて検討を行い、設計を行うこと。なお、広場の名称である「物産」にちなんだ設計内容等にこだわる必要はない。

**【F：図書館及び駐車場エリア】**

- ・周辺環境や公園全体に調和した外構デザインとすること。
- ・図書館建物（アウトドア・テラスと図書館内部との出入口以外）については、本プロポーザルの詳細設計の対象外であることに留意すること。
- ・「小松島ステーションパークたぬき広場と市立図書館施設改修基本計画」の17ページ等を参照し、「新設駐輪場」の設置計画を提案すること。
- ・駐車場内の舗装や区画線の引き直し、車止めの設置等を行う必要はない。
- ・道路を含め来園者の車の動線を想定し、多客時においてもスムーズに入退園ができるような出入口とすること。
- ・現在においても、駐車場奥側からたぬき広場へ直接アクセスすることは可能であるが、利便性向上に向けた繋がりのある設計内容となるよう留意すること。

## 5. 工事費の算出等

（別紙2）小松島ステーションパーク平面図を参照し、下記のエリアごとに工事費を算出すること。なお、成果品の作成及び提出についても上記同様、エリアごとの提出を求める。

- ①図書館とたぬき広場の接続エリア
- ②たぬき広場エリア
- ③SL記念広場エリア
- ④物産広場エリア
- ⑤図書館及び駐車場エリア

## 6. 貸与資料

- （1）発注者は、受注者が業務を遂行するにあたり必要な情報収集・資料提供（既存の公園図面や設計図、都市公園台帳、図書館建設時の地質調査結果等）の協力を行う。
- （2）受注者は、貸与された図面および資料等については責任をもって返還する。

## 7. 著作権等

本業務委託により得られた成果物等の著作権は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

## 8. 照査とりまとめ

受託者は、適宜照査を実施し、前述の内容を取りまとめた協議資料や成果品等を作成すること。

## 9. その他留意事項等

- （1）本設計業務の契約の相手方には、本委託で設計を行った内容について、工事発注時にアドバイザー

リー業務及び工事監理業務を委託予定である。ただし、アドバイザー業務及び工事監理業務については小松島市令和6年度予算の成立及び本設計業務引渡しを条件とし、契約成立を保証するものではない。

- (2) 本要求水準書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、指示・承認を受けるものとする。